

坂出市から坂出都市計画公園の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月11日

香川県知事 浜 田 恵 造